



島根県報

平成20年12月26日（金）

第2,047号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	（道 路 維 持 課）	2

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	2
-------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県総合文書管理システムの開発業務、賃貸借及び運用保守業務に係る随意契約の相手方	（総 務 課）	3
---	---------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		3
---	--	---

【漁調委指示】

島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業の操業の制限		4
隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業の操業の制限		4

【正 誤】

平成20年12月9日付け島根県報号外第158号中	（道 路 維 持 課）	4
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第1001号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市中島町イ1464続1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1002号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づく基幹道路の整備を次のとおり完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定により告示する。

平成20年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
益田市道 内谷線	益田市匹見町石谷口1108番地先から同498番6地先まで	拡幅	平成21年1月16日

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成21年1月25日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

(1) 一級河川斐伊川水系天神川(松江市西津田1丁目、東朝日町及び東津田町地内)

(2) 一級河川斐伊川水系朝酌川(松江市西川津町地内)

(3) 一級河川斐伊川水系意宇川(松江市八幡町地内)

- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 朝日橋から河口までに係留され、又は放置されている船舶 5隻
係留施設一式その他船体付属物一式
 - (2) 百足橋上流280メートル付近の左岸に放置されている船舶 1隻
 - (3) 八幡川河口付近の左岸に放置されている船舶 1隻
その他船体付属物一式
- 3 当該措置の内容
当該船舶等を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶等の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため
- 5 本件に関する問合せ先
〒690-0011 松江市東津田町1741-1
松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852-32-5734

特 定 調 達 公 告

次のとおり契約の相手方と決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 随意契約に係る物品等及び役務の名称及び数量
島根県総合文書管理システムの開発業務、賃貸借及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁の名称及び所在地
島根県総務部総務課学事文書グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年10月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機システムズ株式会社西日本支社中国支店 広島県広島市中区銀山町14番18号
東京リース株式会社岡山支店 岡山県岡山市磨屋町10番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
186,179,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

病 院 局 告 示

島根県病院局告示第6号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成20年12月26日から施行する。

平成20年12月26日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

日本脳炎ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

乾燥ヘモフィルスb型ワクチン接種料

初診 1回につき 9,555円

再診 1回につき 7,035円

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について次のとおり指示する。

平成20年12月26日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

島根海区海面においては、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

隠岐海区漁業調整委員会指示第20-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について次のとおり指示する。

平成20年12月26日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

1 制限の内容

隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成21年1月1日から平成23年12月31日までとする。

正 誤

平成20年12月9日付け島根県報号外第158号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
3	島根県告示第952号 の表中	大田市温泉津町萩村 1112番7地先から同町 井田イ875番地先まで	大田市温泉津町萩村 1112番7地先から同町 井田イ875番地先まで